

神戸淡路鳴門自動車道の新料金制度の見直しを求める意見書

平成22年4月9日、国土交通省において、高速道路の新たな料金体系が発表された。

現在、神戸淡路鳴門自動車道は、他の高速道路に比べ割高な料金が設定されているところであるが、今回の新料金制度においても、他の高速道路と比べて、軽自動車・普通車ともに、それぞれ1千円の割高設定となるとともに、高速道路を乗り継げば、更に当路線分の上限料金が上乗せされることとなり、徳島県に来る場合、本州や九州の移動と比べ2倍以上の料金が必要となっている。

もとより、神戸淡路鳴門自動車道は、京阪神都市圏と本県を結ぶ大動脈であり、関西地域の高速道路網と一体となり、「四国8の字ネットワーク」を形成する四国縦貫・横断自動車道等の高速道路整備の進展と相まって、広域的な交流を通じて経済社会の発展や文化の振興に寄与する重要かつ根幹的な社会資本である。

しかしながら、現在、他の高速道路と比して割高な通行料金が障壁となり「平成の関所」とまで言われている中で、今回の新料金制度は、本県に暮らす人々の「公平な移動の権利」を阻害し、「平成の関所」が「平成の大関所」となり、本県にとっての大きな差別が発生するのみならず、本州や九州地方の各県との地域間格差が更に拡大することにつながるものであり、さらに、その制度の前提として、現在まで合意していない平成34年度までの地方自治体からの出資延長までもが盛り込まれており、到底受け入れることはできない。

よって、国においては、架橋効果を十分発揮させ、また、地域間格差を是正するためにも、神戸淡路鳴門自動車道の料金については、他の高速道路と一律の料金制度とするとともに、新たな料金制度の実施により影響を受ける内航フェリーやバス、JR等の競合公共交通機関に対し、十分な支援策を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

徳島県議会議長 藤 田 豊